

後期高齢者医療制度の 障がい認定をご存知ですか？

一定の障がいがある人は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

- 65～74歳までの一定の障がいがある人(身体障害者手帳1～3級と4級の一部など)は、後期高齢者医療制度に加入できます。
- 後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択になります。
- 障がい認定後、74歳までであれば後期高齢者医療制度加入後、ご本人の申請により、将来に向かって撤回することができます。この場合、国民健康保険、健康保険組合などに加入することになります。
- さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

一定の障がいとは…

- 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの人
- 身体障害者手帳4級をお持ちで、次のいずれかに該当する人
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠くもの
 - ・1下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの
 - ・1下肢の機能の著しい障がい
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人
- 療育手帳A1・A2をお持ちの人
- 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人など

65歳から74歳の人が障がい認定を受ける際の手続きについて

- 申請受付は市町村で行いますので、担当窓口に次のものをお持ちになり、手続されてください。



- ・印鑑
- ・障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認証明（運転免許証など本人と確認できるもの）

※なお、代理申請をされる場合は代理の人の印鑑、本人確認証明も必要となります。

問い合わせ先	本 庁	税務住民課	国保年金係	☎0968・86・5723(直通)
	総合支所	住民課	住民係	☎0968・86・3111(内線751)

戦傷病者手帳をお持ちの人へ

戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引について、平成22年8月1日搭乗分(平成22年6月1日発売開始分)から割引が実施されます。

割引運賃により航空券を購入される場合は、熊本県知事から「航空運賃割引対象者」の証明が必要になります。同乗する介護者も適用となりますが、障害の程度によって異なりますので健康福祉課までおたずねください。

問い合わせ先	本 庁	健康福祉課	福祉係	☎0968・86・5724(直通)
	総合支所	福祉課	地域福祉係	☎0968・34・3111(内線760)

8月から国民健康保険被保険者証（保険証）がかわります！

1 保険証の有効期間について

保険証の有効期間は、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間です。

2 保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

一般被保険者……薄みどり色 ⇒ **薄むらさき色**

退職被保険者……クリーム色 ⇒ **もも色**

3 70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証を送付しています。
※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月（1日生まれの人は前月）に新しい保険証を送付します。

※70歳～74歳の国保被保険者の負担割合は、本来2割ですが、平成23年3月31日まで1割に据え置かれています。（ただし、現役並み所得のある人の負担割合は、3割です。）

4 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、**改めて申請が必要です**。税務住民課の窓口にお越しください。

5 現在所有されている保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在所有されている保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、**8月1日以降に破棄**していただきますようお願いします。



臓器提供意思表示シールについて

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆様へ～

臓器移植に関する法律の改正により、被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになりました。今年度はお持ちの被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示シール」を貼ることで臓器提供に関する意思表示ができます。

「臓器提供意思表示シール」をご希望の人は、税務住民課の窓口にございますのでご利用ください。

問い合わせ先	本 庁 税務住民課 国保年金係	☎0968・86・5723(直通)
	総合支所 住民課 住民係	☎0968・34・3111(内線752)